

## 自転車への青切符制度の導入に関する意見書

近年、自転車は移動手段としての利便性のみならず、健康増進や環境負荷軽減の観点から、需要がますます高まっている。一方で、自転車関連の交通事故件数は令和2年以降横ばいとなっており、自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち約75%は自転車側にも法令違反があるなど、自転車を取り巻く交通事故情勢は厳しい状況となっている。

このような中、国は自転車に関する交通ルールの遵守を図るため、道路交通法の改正により、令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符制度を導入した。自転車への青切符制度の導入により、運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されることとなり、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科が付くことなく、実効性のある責任追及が可能となった。

しかしながら、現行の道路交通法においては、自転車に関する通行区分等の交通ルールが複雑であるため、自転車利用者からは、交通ルールが分かりにくいといった声や、安心して走行できる道路環境整備を求める声上がるなど、市民に不安や混乱が生じている。また、自転車への青切符制度を悪用した詐欺事案も全国各地で発生しており、大きな問題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 自転車への青切符制度の導入について国民に丁寧な説明を行うとともに、交通安全教育の更なる推進を図ること。
- 2 自転車の安全通行に向けた道路環境の整備に対する財政支援を拡充すること。
- 3 自転車への青切符制度の導入について国民の意見を聴取するなどの検証を行い、必要に応じて制度の見直しについても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月6日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長  
警察庁長官

宛（各 通）